### 長崎市監査公表第6号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律 第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年4月27日

長崎市監査委員 柴 原 慎 一

同 三谷利博

同 奥村修計

同 林 広文

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査(令和3年2月15日付長崎市監査公表第2号)

### 2 監査の期間

令和2年7月30日から令和3年2月2日まで

# 3 措置を講じた部局

| 区分            | 指定管理者名   | 公の施設   | 部局名            | 所属名       |
|---------------|--|--|----------------|-----------|
| 指摘<br>•<br>意見 | 江平地区ふれあいセンタ<br>一運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれあい<br>センター運営委員会) | 長崎市江平地区ふれあ<br>いセンター<br>(現 長崎市浦上駅前<br>ふれあいセンター) | 中央総合事務所        | 総務課       |
| 指摘            | 長崎ダイヤモンド<br>スタッフ株式会社                               | 日吉自然の家   | 教育委員会<br>教育総務部 | 生涯<br>学習課 |

#### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

| 所属名  | 指摘  | 措置  |
|--|---|---|
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | (1) ガスの利用料金について<br>運営委員会から提出された承認申請書を、市が承認し額<br>を決定しているが、長崎市ふれあいセンター条例(以下「条<br>例」という。)には実費相当額と規定されているのみで、<br>承認の基準となる金額は示されていない。基準額を定めら<br>れたい。   | ガス利用料金の承認基準である実費相当額について、金額を算出のうえ条例施行規則に規定し、令和4年4月1日から適用することとした。<br>算出に当たっては、各ふれあいセンターでガスの種別(都市ガス、プロパンガス)、設置している設備のガス消費量及<br>びガス料金単価が異なることから、施設ごとに基準額を算出することとした。                     |
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | (2) 複写の提供について<br>使用料及び手数料の全庁的な考え方を整理するまでの<br>暫定的な取り扱いとして、複写の提供を条例等に規定する<br>ことなく、指定管理業務外で運営委員会が行い、その手数<br>料を運営委員会の収入とさせている。また、その取り扱い<br>を課長決裁により、意思決定している。<br>関係部局と協議のうえ、早急に取り扱いを整理された<br>い。 | ふれあいセンターの利用者が会議資料等の印刷のため複写を利用している実態があり、ふれあいセンターが地域コミュニティの拠点施設であることなどを踏まえ、複写の実施は継続する必要がある。<br>そのため、複写機をふれあいセンターの附属設備に位置付け、利用者から利用料金を徴収することとし、その承認基準額を条例施行規則に規定し、令和4年4月1日から適用することとした。 |
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | (3) 開所時間及び休所日について<br>市の承認を得て指定管理者が定めると条例に規定され<br>ているが、その手続きを経ないまま、協定書に明記してい<br>る。<br>適正な協定書を作成のうえ、承認手続きを行われたい。  | 次期指定管理の更新時に協定書における開所時間及び休所日を正しい内容に修正したうえで、承認手続きを確実に実施することとした。   |

| 所属名  | 指摘  | 措置  |
|--|---|---|
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | (4)第三者への業務委託に係る承認について<br>運営委員会は、清掃業務を第三者に委託する際、協定書<br>第23条に規定する市の承認を得ていない。<br>運営委員会は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ<br>市の承認を得られたい。また、中央総合事務所総務課にお<br>いては、第三者への委託状況を確認するとともに適切な指<br>導を行われたい。 | 指定管理者に通知を発出し、令和2年度以降必要な承認手続きを実施するよう徹底している。<br>また、令和2年4月から第三者への委託状況について、適切に承認手続きがなされているかを確認しており、必要に応じて適正な指導を行っている。                 |
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | (6) 備品の管理について<br>協定書第 44 条の管理物品について、備品台帳の更新が<br>一部なされておらず、適正な備品台帳が運営委員会に提供<br>されていない。<br>適正な備品管理を行われたい。   | 最新の備品台帳への修正作業を実施した。<br>今後は適宜最新の備品台帳を提供し、適正な備品管理を行っていく。  |
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | (7)年間事業計画書について<br>協定書第46条において、年間事業計画書は市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと規定されている。計画書は提出されているものの、提出期日が定められておらず、承諾の手続きを行っていない。また、提出日が不明である。<br>中央総合事務所総務課は、年間事業計画書の提出日を定め、承諾を行われたい。      | 令和3年度の年間事業計画書の提出を依頼するにあたり、<br>通知文に提出期限を定め依頼を行うとともに、提出された計<br>画書に受付印を押印し、提出日が分かるように改めた。<br>また、提出された年間事業計画書について、承認の手続き<br>を行うこととした。 |

| 所属名  | 指摘  | 措置   |
|--|---|--|
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | (8) モニタリングについて<br>毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、指定管理者は管理業務の一部を外部に委託する場合に必要な市の承認を得ていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。また、「備品の管理状況は適正か」について、更新した備品台帳を指定管理者に提供していないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実に行い、適正に評価を行われたい。 | 品台帳を指定管理者へ提供することについて、認識が不足していたため、本事例に限らず協定書に定める手続きについて確実に実施するよう再確認を行った。<br>また、モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を徹底し、適切な評価に努める。 |

| 所属名  | 意見   | 措置   |
|--|--|--|
| 江平地区ふれあい<br>センター運営委員会<br>(現 浦上駅前ふれ<br>あいセンター運営委<br>員会)<br>(中央総合事務所<br>総務課) | 市内 24 箇所に設置されているふれあいセンターの中から、中央総合事務所所管の江平地区ふれあいセンターを抽出し監査を行ったところであるが、他地域のふれあいセンターにおいても、今回の監査結果を踏まえ、設置条例等の例規や協定書を遵守するとともに、現地調査や定期的なモニタリングにより適正かつ円滑な管理運営に努められたい。 | 他地域のふれあいセンター所管部局にも監査指摘に対する再発防止策について情報提供し、今後同様の事例が発生しないよう適正な管理運営に努める。 |

| 所属名                             | 指摘  | 措置  |
|---------------------------------|---|---|
| 長崎ダイヤモンド<br>スタッフ株式会社<br>(生涯学習課) | (1)委託料の積算について<br>指定管理の公募に伴う委託料のうち一般管理費の積算<br>を誤っていたため、適正な金額よりも 68 千円低い金額で<br>積算し、公募を実施していた。<br>適正な積算を行われたい。   | 指定管理更新に向け、適正な積算を行うとともに、複数人でのチェック機能がきちんと働くように職員一人ひとりが重要性を認識したうえで、作業を行い再発防止に努める。 なお、指定管理更新においては、複数人でのチェックを行い、適正な積算を行った。                   |
| 長崎ダイヤモンド<br>スタッフ株式会社<br>(生涯学習課) | (2) 備品の管理について<br>基本協定書第 44 条の管理物品について、令和元年度に<br>購入した備品に関する備品台帳がダイヤモンドスタッフ<br>へ提供されていない。<br>適正な備品管理を行われたい。   | 施設所管課として、協定書等に定めた事項を確実に認識する。<br>また、今後、備品に変更が生じた際は、その都度備品台帳を更新するとともに、指定管理者に情報提供を図り、適正に管理を行っていく。<br>なお、令和3年3月25日に令和元年度購入分を含めた備品台帳の提供を行った。 |
| 長崎ダイヤモンド<br>スタッフ株式会社<br>(生涯学習課) | (3) モニタリングについて<br>毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「備品の管理状況は適正か」について、令和元年度に購入した備品に関する備品台帳を指定管理者に提供していないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。<br>モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実に行い、適切に評価を行われたい。 | 備品台帳を指定管理者に提供することについて、職員の認識が不足していたため、協定書に定める手続きを再確認し、再発防止に努めることとした。<br>また、今後のモニタリングに関しては、書類、聴取、現地確認等を徹底し、適切に評価を行う。                      |